

監査告示第14号

平成30年12月25日

鹿児島市監査委員	中	園	博	揮
同	小	迫	義	仁
同	古	江	尚	子
同	小	森	の	ぶたか

平成29年度包括外部監査の結果に関する措置状況について（公表）

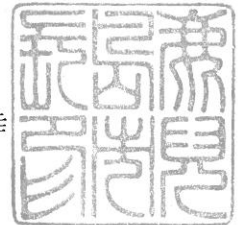
地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。



水経管 第53-2号
平成30年12月14日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸



平成29年度包括外部監査の結果に関する措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成29年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
第4部 指摘及び意見 2. 水道施設・管路等の老朽化等について (2)指摘及び意見 2)管路更新率の相違について (指摘) 過年度の経営比較分析表における「管路更新率」の算定過程において適用数値の認識の違いがあり、結果として本来よりも過少となっていた。速やかに修正を行うとともに、今後は外部に公表する数値は部署間での情報交換や、部門横断的なチェック体制を整備する必要がある。 (P71)	水道局 総務部 経営管理課 水道局 水道部 水道整備課	措置 経営比較分析表等により数値を公表する際は、事前に関係課に情報提供し、相互に確認を行うなど、チェック体制を整備した。

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>3. 徴収事務について</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>4)水道料金請求ハガキについて</p> <p>(意見)</p> <p>口座振替の場合の水道・下水道料金の領収書は、検針時の「使用水量のお知らせ」の下部に表示されているが、一部の使用者に対しては、別途口座振替済通知書のハガキを郵送している。この中にもまだ潜在的なハガキ不要な使用者は存在することが考えられるため、更なる啓発を行い、コスト削減を図るべきである。</p> <p>(P81)</p>	<p>水道局 総務部 収納課</p>	<p>措置</p> <p>現在のコスト削減への対策として、口座振替済通知書ハガキに黒字で「「口座振替済みのお知らせ」については、「使用水量等のお知らせ」でも表示できます。このはがきが不要なお客様は水道局へご連絡ください。経費削減へのご協力をお願いいたします。」との文言を印字することで、使用者の方々に対し、ハガキの郵送不要の連絡を促しているところである。</p> <p>今後は文言が目立つよう赤字で印字することにより、さらなる発送件数の抑制を図るとともにコスト削減に努めることとした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>4. 入札・契約業務について</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>1)見積合わせ執行調書の記載について</p> <p>(指摘)</p> <p>「見積合わせ執行調書」に記載された執行者、立会者が、実際と一致していない例が散見された。「見積合わせ執行調書」には実際の見積合わせを執行した者や立会者を記載すべきである。</p> <p>(P96)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>措置</p> <p>「見積合わせ執行調書」の記載については、実際の見積合わせの執行者や立会者を記載し、係長及び課長はその内容を確認した後、「見積合わせ執行調書」の上部の決裁欄に押印することとした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>4. 入札・契約業務について</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>2)水道局契約規程について</p> <p>(指摘)</p> <p>鹿児島市水道局契約規程のうち、鹿児島市契約規則の準用の対象外としている部分について、水道局独自の規程が存在しない部分があったため、規程を作成するか、準用の対象とするかどちらかの方法により規程の整合性を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">(P97)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>措置</p> <p>指摘部分については、鹿児島市契約規則の規定を準用するように、平成30年2月27日付けで鹿児島市水道局契約規程の一部改正を行った。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>4. 入札・契約業務について</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>4)物品購入契約の「指名通知書等受領簿」について</p> <p>(指摘)</p> <p>物品購入に関する指名競争入札においては、指名業者が水道局からの指名通知書を受領する際に署名押印する「指名通知書等受領簿」の様式が一覧形式となっている。そのため指名競争に参加する業者は、どのような同業他社が競争入札に参加するか容易に分かる状況にあるため、談合の機会を提供してしまいかねない。早急に改善を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(P100)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>措置</p> <p>物品購入の指名競争入札においても、他の工事及び業務委託と同様、入札前に他の指名業者が分からないように、「指名通知書等受領簿」への署名押印は、1者につき1枚とすることとした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>5. 情報セキュリティについて</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>1)訓練の実施内容の不足について (指摘)</p> <p>電子計算機の管理及び運営に関する規程においては、電子計算機、情報システム室等に火災その他の災害又はデータの漏えい、盗用、滅失、き損その他の事故が発生した際の対策・復旧等並びに、このような事態発生を想定した訓練を実施することが規定されている。しかしながら年に一度の火災訓練以外の訓練が実施されていない。火災以外の災害、事故及び非常事態に対してどう対応するかシミュレーションし、定期的に訓練するという態勢を早急に整備すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(P108)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課</p>	<p>措置</p> <p>火災訓練以外の災害、事故等に対する訓練を実施していなかったが、これまでも緊急連絡網の整備やバックアップの遠隔地保管等は実施していた。</p> <p>想定すべき災害・事故等及びそれらに対する訓練内容について運用保守業者を含め協議し、災害・事故の内容に合わせた訓練（サーバ等の停止・再起動、バックアップデータからの復元等を含む。）を実施した。</p> <p>今後も定期的に訓練を実施していくものとした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>6. 施設往査</p> <p>(2)指摘及び意見（各事業共通）</p> <p>1)固定資産シールについて（谷山処理場、南部処理場、平川浄水場） (指摘)</p> <p>固定資産には必要な情報を記入したシールを貼付することとしているが、シールのないものや劣化して判読不能のものがあった。これらを発見した際には遅滞なく対応する必要がある。また、新規固定資産取得時には遅滞なくシールを貼付する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(P118)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p> <p>水道局 水道部 配水管理課</p> <p>水道局 下水道部 下水処理課</p>	<p>措置</p> <p>固定資産シールの劣化により、文字の判読ができないものについて張替を行った。</p> <p>今後は、文字の劣化を防ぐカバー用の透明シールをもれなく貼付するなど、適切な管理に努めることとした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>6. 施設往査</p> <p>(2)指摘及び意見 (各事業共通)</p> <p>2)固定資産の实地照合について (意見)</p> <p>固定資産の实地照合において、地下にある構築物等は直接目視ができないため、実在性の確認を省略している施設がある。他方、直接目視ができない固定資産を施設独自の管理方法により实地照合を実施している施設がある。实地照合を効果的かつ効率的なものとするために、施設間相互でよりよい管理方法を構築するべきである。</p> <p>(P120)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p> <p>水道局 水道部 配水管理課</p> <p>水道局 下水道部 下水処理課</p>	<p>措置</p> <p>目視できない固定資産の管理については、「固定資産台帳」の写しと「固定資産シール」を貼付した図面を現物付近に保管することで取扱を統一化した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>6. 施設往査</p> <p>(3)指摘及び意見 (水道事業)</p> <p>1)薬品の管理について (平川浄水場) (指摘)</p> <p>薬品在庫の中には、使用期限を経過した薬品や期限切れではないものの長期間使用されていない薬品が散見された。このような薬品については、誤使用の可能性、外部への意図せざる流出等の防止及び在庫コスト低減の観点から、他の現在使用されている薬品と明確に峻別し整理整頓するとともに、今後使用するか否かを早急に検討し、その可能性がないと判断されれば速やかに廃棄処分すべきである。</p> <p>(P123)</p>	<p>水道局 水道部 配水管理課</p>	<p>措置</p> <p>使用期限の経過した薬品及び長期間使用実績がなく今後も使用予定のない薬品について調査を行い、該当する薬品について、一部は廃棄処分を行っており、残りについても平成30年度内での廃棄処分を行うこととした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見 6. 施設往査 (4)指摘及び意見 (公共下水道事業) 1)薬品の管理について (南部処理場) (指摘)</p> <p>薬品在庫の中には、保証期限を経過した薬品や期限切れではないものの長期間使用されていない薬品が散見された。このような薬品については、誤使用の可能性、外部への意図せざる流出等の防止及び在庫コスト低減の観点から、他の現在使用されている薬品と明確に峻別し整理整頓するとともに、今後使用するか否かを早急に検討し、その可能性がないと判断されれば速やかに廃棄処分すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(P124)</p>	<p>水道局 下水道部 下水処理課</p>	<p>措置</p> <p>指摘の薬品については、現在使用している薬品と峻別し、保証期限経過のもの及び使用の可能性がないものについて廃棄処分を行った。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 6. 施設往査 (4)指摘及び意見 (公共下水道事業) 2)巡視点検日報の記録について (下水汚泥堆肥化場) (意見)</p> <p>汚泥堆肥化場巡視点検日報において、冒頭のページにのみ点検等を行った担当者等の押印があり、2ページ目以降は別々に綴るため、2ページ目以降について誰が点検等を行ったのかが容易にわからない状態である。事後の確認の便宜上、改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(P125)</p>	<p>水道局 下水道部 下水処理課</p>	<p>措置</p> <p>4枚綴りの2枚目以降についても「点検担当者欄」を設けた。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 3)長期にわたる建設仮勘定について (意見) 水道事業の建設仮勘定 570,320 千円に、平成7年度に計上した資産(工事)が含まれている。実際の経理処理までは長期化が予想されることから、これまでの経緯・内容とあるべき経理処理をまとめ後年における指針とするとともに、関係各所と緊密な連携を図っていくことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">(P135)</p>	<p>水道局 水道部 水道管路課</p>	<p>措置 これまでの経緯・内容や経理処理をまとめた資料をファイルで保管するとともに、統合型GIS上に保存し、後年の指針とした。 稲荷川の河川改修事業については長期化が予想されることから、今後も関係課と連携を図っていくこととした。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 4)長期間未使用の預金口座について (意見) 平成23年6月1日に更新以降、残高ゼロのまま一切動きのない通知預金口座が存在する。必要性を検討の上、不要であれば解約の手続きを取るべきである。</p> <p style="text-align: right;">(P136)</p>	<p>水道局 総務部 経理課</p>	<p>措置 通知預金口座については、解約した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 5)貸倒引当金計上における実績値の適用について (意見) 決算時の貸倒引当金計算基礎が、判明している最新の数値によっていなかった。貸倒引当金は見積計算であるので、その見積りにおいてはできるだけ最新の状況を反映させるべきである。その時点で判明している最新の実績値を使用することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(P136)</p>	<p>水道局 総務部 収納課</p>	<p>措置 平成29年度決算から、決算時の貸倒引当金計算基礎に最新の実績値を使用するように改めた。 (例)平成29年度の貸倒引当金(平成31年3月欠損)において 予算計上時 → H23~27 の貸倒実績率で計上 決算時 → H24~28 の貸倒実績率で計上</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 6)貸倒引当金計上時の端数処理について (指摘)</p> <p>貸倒引当金計算基礎額の端数を切り上げて最終的な貸倒引当金を計上しているが、端数調整の方法に一貫性がなかった。これは予算計上額を重視したためであるが、最終的な貸倒引当金は予算計上額にかかわらず、実績率に基づいた計算基礎額をもとに確定すべきである。また端数処理の方法についても、計算の正確性や恣意性の排除の観点から、処理方針を決定し毎年度継続して適用すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(P138)</p>	<p>水道局 総務部 収納課</p>	<p>措置</p> <p>平成29年度決算から、貸倒引当金計算基礎額について100万円未満を切り上げることに決定した。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>7. 会計関連について</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>11)修繕引当金の取崩しについて (意見)</p> <p>平成26年度に会計基準の改正により修繕引当金の要件が変更となった。同改正以前に計上した修繕引当金について、方針自体が定められていないことから従来の引当額が計上されたままとなっている。このままでは適切な財政状態を表さないため、方針を定め計画的に取り崩しを行うことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(P145)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課</p>	<p>措置</p> <p>修繕引当金については、今期中期財政計画(30～32年度)において、内部留保資金の有効活用を図るため、計画的に取崩すこととした。</p> <p>水道事業においては、1億8,847万6千円ずつ取崩す計画とし、修繕費は29年度当初予算と比べて1億9千万円減の4億3,500万円を計上している。30年度末の修繕引当金の残高は4億9,150万円を予定している。</p> <p>公共下水道事業においては、1億5,085万4千円ずつ取崩す計画とし、修繕費は29年度当初予算と比べて1億5千万円減の4億1,800万円を計上している。30年度末の修繕引当金の残高は3億7,807万円を予定している。</p> <p>工業用水道事業においては、37万4千円ずつ取崩す計画とし、修繕費は29年度当初予算と比べて20万円増の132万円を計上している。30年度末の修繕引当金の残高は、37万4千円を予定している。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>12. 水道モニターについて</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>1)水道モニターからの意見について (意見)</p> <p>市民の水道・下水道事業に関する理解や関心をより深め、水道モニター事業の効果をより高める観点からは、水道モニターの活動報告や、モニターからの意見・提案と水道局側の対応をホームページ上などで公表することが有効である。今までの意見・提案を掲載することにより、類似した意見・提案についてもこれを踏まえたもっと深い段階での議論も期待できるものとする。</p> <p>(P166)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課</p>	<p>措置</p> <p>過去5年間の水道モニターからの主な意見とそれに対する対応状況を、水道局ホームページに掲載し公表した。</p>